

第三十四回国会 議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第七号

号

昭和三十五年三月八日(火曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 村瀬 宣親君

英一君 理事保科善四郎君

理事西村

良一君 理事北條

秀一君

理事岡

大助君

天野 公義君

小平 久雄君

橋本 正之君

石野 久男君

大原 実君

岡本 隆一君

松前 重義君

内海 清君

出席國務大臣

國務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

科学技術政策次官

官房官事務官

総理府事務官

科学技術官

官房長官

総理府事務官

子力局長

総理府技官

科学技術官

子力局次長

大蔵政務次官

文部事務官

大学學術局長

厚生技官

公衆衛生局長

トープ課長

子力局アソシ

トープ課長

子力局放射線安

全課長

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局放射線安

全課長

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原
子力局監理官
子力局開

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官
子力局原
子力局監理官
子力局開

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

科学技術官

子力局原

子力局監理官

科学技術官

子力局原

子力局開

武安 義光君

出席の出席者

総理府技官

て大蔵省といいろいろ事務折衝をいたしておるということを聞き及んでおりまふうな考え方をしておるのだろうか。ただいまも大蔵政務次官が申しましたのは、補償のことともざることながら、安全を第一に考えてもらいたいという御発言がありまして、この安全につきましては、日本の今持つてある科学技術上の知識を動員して考えるのはもちろんございますが、しかし、これは何と申しましても人事でございますので、この原子力に限つては、非常に不安定なものもあるわけであります。

従いまして、普通一般の尺度からは考えられない多くの問題がこの補償の問題にもあるのでござります。私は、こ

う申し上げてはなはだ大蔵省に失礼であります。大蔵省といたしましては、やはり一般的レベルでものを一応考えてみるとどうかと、こういうような考

えかと思うのです。そこで、大蔵省といたしまして、事務的折衝でどういうことが問題になつております。どう

うふうな考え方をしておるというふうなことを、一つ担当官からお聞きいたしました。

○大村説明員 原子炉の災害補償法案につきましては、現在、私どもの方の

法規課におきまして、科学技術庁から法案の内容等につきまして御相談にあ

づかっておりますところでござります。その内容につきましては、こまかい点に

つきますが、考え方の骨子といふうな点がござりますが、考え方の骨子とい

つまましては、五十億円までは民営保険で措置して、五十億円をこえる場合、あるいは民営保険でカバーできな

い場合におきましては、どういう措置

をとつていいか、その場合に、国が事業者の責任についてどこまでカバーしていくかといふ点につきまして、なおお互いに若干見解の一一致しない点があるでございます。

○西村委員 これは法案を、さいぜんの決議案もありましたように、なるべく早く出してもらいたいということ

でござりますが、従来の考え方によれば、今、折衝中でございま

しょうから、大蔵省としても特段の努力をしてもらいたいと思うのでござい

ます。

もう一つお聞きしたいのは、政府が直接原子力の事業をやつておるという

場合と、民間がやつておる場合についての政府の救済の考え方はどういうふ

うに思われますか。政府がやつておる

場合と民間がやつておる場合について、どういうふうな大衆に対する補償

の仕方をしますか。

○大村説明員 政府が直接やつておる場合とおっしゃいますのは、たとえば、

政府が直接原子炉なら原子炉を用いて事業をやつているという場合の御質

問かと存しますが、現在、政府が直接やつている場合はございません。たと

えば、原子炉研究所にいたしまして

も、これは政府、民間の共同出資にかかる特殊法人でござりますので、民間

と同じといふうに考えてよろしいかと存じます。

○西村委員 私の質問が、何かわかりにくいようですが、政府がやつておる

場合、大蔵省は、やはりこれは政府が責任を持たなければならぬ。そういう

場合に、法律的には何で救うかと申しますと、國家賠償法といふふなこ

とでやるのかもしれません、大蔵省がそのことを考える場合に、民間のものについてはなるべくタッチしまし

て、私が言いたいのは、この原子力の問題に限つて、これは一般のものとは非

りやせぬかしらと思うのです。そこ

で、私は、その事業に日ごろ接触し

らわれずに、今、折衝中でございま

す。

もう一つお聞きしたいのは、政府が

社会労働委員会に御出席いただきまして、放射線の影響研究の問題につきま

していろいろ御質問いたしましたのです

が、あとで会議録をよく調査いたして

みますと、なかなか中曾根國務大臣の答弁は明快なのですが、上手過ぎて、

中身がよくわからぬ点もございました

し、あるいは、その後のいろいろな間

に考えておられることがあります。そ

が、そういうことを申し上げたいの

であります。これは質問よりは意見になつておそれりますが、何かその辺

につきまして、大蔵省は、いや、そ

うではないのだといふうなことがござ

ります。これは質問よりは意見になつておそれりますが、何かその辺

につきまして、大蔵省は、いや、そ

うではないのだといふうなことがござ

ります。従いまして、そういう見地に立

ちまして、大蔵省といたしましても検

査いたしてございますが、ただ、最

近、時おり新聞で見ますように、火薬工場の爆発事件とか、あるいは高圧ガ

ス工場爆発事件とか、類似の災害形態もございます。そういう類似のもの

工場の爆発事件とか、あるいは被爆者の医療等に関する法律の一部改

正案を出されました。そういうことから考えてみまして、また、その法案の中には、私どもが考えておりました。

また、地元においては、与党の諸君を含めまして熱望いたしておりました放

射線の影響、いわゆる原子爆弾の被害

の研究をいたしました。そういう総合的な研究所、みんなが求めておる研究所が

欠けておる、こういう点もございま

して、これは非常に大きな、致命的な欠

陥であるというふうにいわれておる点から見ましても、一休、政府はどこで、

どういう体制でそういう研究をするのか、そういう問題につきまして、一つ

これから逐次御質問申し上げたいと思

うのです。

その前に、私の方で申し上げたい点

は、先般の社会労働委員会におきました

御質問申し上げましたけれども、

赤中央病院長の都築博士初め、そういう人々の一一致した意見であります。だんだんとわかりかけておられますけれども、一致した意見、まあ、そういう結論は出ていないわけです。それから、國の責任という面から考えてみますけれども、先般も藤山外務大臣に御出席をいたしましたして、これは平時の実験はともかくとしたしまして、広島、長崎において戦争中アメリカが原爆を投下いたしたことば、一例の陸戦法規その他戦時国際法規に違反しておる。しかし、サンフランシスコ条約第十九条で、日本はアメリカに対して賠償を放棄いたしておるのですから――この戦時灾害の賠償といふ点からいいますと、これは本質的には、人道上の立場から陸戦法規、国際法規はあるのでありますから、被爆者の立場からいえば、被爆者を人道的な立場で保護するといふ、そういう加害国に対する責任を明らかにしたものでけれども、サンフランシスコ条約で、賠償を放棄いたしました結果、これは日本の国がそういう賠償については肩がわりをしておるのだ。そういう人道上の影響に対しましては、国が責任を持って処理するんだ。私は、国際法上の精神からいましても、そういう建前であると思う。これは藤山外務大臣も、いろいろ質疑の中におきまして、最終的、結論的にはそのことを認めました。そういう点から考えてみましても、国いたしましては、現在、なお生きておる三十万人、これは原爆被爆の影響による精神病患

者、ノイローゼ、そういう人々が非常に多いのですけれども、この原因がわかつてないというところに、私は一番大きな問題があると思う。治療法についても、責任あるそういう方法が、今日なお治療医学や臨床医学やその他の面においてなされていないという点に問題があると思う。そういうふうで、人道上の立場から見ましても、国家の責任という、法律的な、あるいは国際法上の精神からいいましても、私は、これは、國といいたしましては責任を持つて取り上げて、この問題を処置すべきである、こういうふうに前提をいたしまして考えるわけです。そういう点から御質問申し上げたいのですが、ますけれども、まず、その点につきまして、科学技術庁の長官、あるいは国務大臣といたしまして、中曾根国務大臣の方から総括的に御所信をいただきまして、それから逐次質問に入りたいと思います。

思います。さきの原爆被害といふ關係から、その観点からは、厚生省が主務になって各省の連絡をとつておるわけあります。それから放射線や病理その他の研究につきましては、放射線審議会等が審議会としてもございまして、これが科学技術庁と連絡をとつてやつておる、こういう状況でございます。いずれにせよ、この二つの問題は日本の特殊な大問題でありますので、政府といつしましても力を尽くしまして、国民の皆様方に御心配をかけないよう努めをして参る所存でございます。

こうと、実際上は分けることはできません。ではないか。しかし、そういう点から見てみまして、たとえば、政府の機関において、端的に質問いたしますと、広島・長崎の放射線の影響、原爆の被害の研究を専門的に、責任を持つてやっているのは一体どこの機関なんですか、こういうふうに私は端的に質問してみたい。これは、次の質問でお答え願うことを言つておきますと、文部省においても、学術研究の面から、あるいは医大等の研究の面から、この問題が一つあるのじやないか、あるいは公衆衛生の面から、予防研究その他の中の問題を含めまして、公衆衛生上の見地から、厚生省にもあるのじやないか、もちろん、科学技術庁関係では福井の放射線医学総合研究所があると思うのですけれども、そういう二段階に分けて質問いたしますと、各省においては、こういう問題をどう取り扱つているか。つまり、広島・長崎の影響について、だれがどこで、たとえば、どういうふうな人が専門的にやっているのか、こういう点を一つ明らかにしたいと思うのです。

ございますから、端的に申し上げますと、どうぞお目にあらうと申すが、それは、患者対策は厚生省、それから、それ以外の研究は各省が分担してやつてある、ということだらうと思ひます。

全国的に見てもあるでしょうが、治療法や根治療法についてお医者さんその他学者が意見を持つておる。持つておるけれども、国としては、全体としてこれを集約いたしまして、応急療法としてはこら、根治療法としてはどうと、こういう問題について研究しているところもないし、研究が前進しているという態勢もないのじやないか。そういう現場の要求に即し、患者の要求に即したような研究機関が要るのじやないか。そのことは、昨年の十一月にも、いろいろと坂田委員の発言をめぐって問題となつておりますけれども、平和利用における放射能の影響、安全という問題がらも、やはりこれは大きな問題だと思うのですが、そういうことはないわけです。たとえば、鶴毛における放射線の医学総合研究所にいたとしても、やはり、そういう現地の患者の要求や、臨床医学やその他この研究を集約するような仕組みになつていません。どうも根治療法が学問的にもはつきりいたしていない。そういう現状において、私は少くとですから、そういう用語その他のについては不完全だと思いますけれども、そういうことは、やはり現実離れしているのじやないか。実際に苦しんでいる人を医者が扱つてみて、応急的な治療を含めて、根治的な治療をどこが責任を持ってやつてくれるのだろうか。こういう問題は、世界じゆうでただ一国だけ、日本が被爆した、そういう経験を持つているわけだけれども、その基本的な研究と治療研究、こういうものは貴重な人類の遺産になると思う。人類の遺産

あるいは平和利用の大きな問題についても、いろいろ現地の要求に即した、患者の問題をも含めて、そういうところがない。私どもは、治療法の問題に関連いたしまして、総合的な、原則的に集約して、国が責任を持つてこれを処理すべきじゃないか、こういろいろううに思つておるのだけれども、そういうものは、一体どこだらう。私は、その点は、中曾根大臣は、簡単に、病院は厚生省、学術研究は関係各省、特に学技術庁、こういうふうなことを言つたけれども、それでは済まぬのではないか、こういろいろうに思つておるのだけれども、そういうものは、一体どこだらう。私は、その点は、中曾根大臣は、簡単に、病院は厚生省、学術研究は関係各省、特に学技術庁、こういうふうなことを言つたけれども、それでは済まぬのではないか、こういろいろうに思つておるのだけれども、そういうものは、一体どこだらう。私は、その

の通り、これに関する眼科並びに外科的方面等につきましては、将来にわたるこういう放射能被爆の治療法全部は網羅しておりませんが、当時の原爆被爆者のその方面的治療法の指針といふものがすでに発表されまして、これに基づいて治療を行なつて、かなりよい成績を——現に全國的に、各医療機関がこれに基づいて行なつておるわけでございます。そのほかに、この原爆の治療研究につきましては新たな組織を設けて、人を新たに集めてやるといふことも、あるいは将来あるかもわかりませんが、現実には、この十数年間、それぞの医療機関で、散在いたしました患者を多數扱われまして、非常に経験豊富な方々が多いのでございます。この方々にそれぞれの研究をお願い頼り、ただし、その場合に、ダブつたり、あるいは不能になつてはいけませんので、今申し上げました調査研究連絡協議会を調整連絡機関といったましてテーマ等もきめる研究費につきましては、國立大学あるいは大学関係におきましては、今のような分担テーマに基づきまして、科学研究費が文部省からそれぞれ交付されるという形で、三十四年の実績を見まして、この治療関係の一番を中心になつております。こういうよしなやり方を中心には、幾つかの研究テーマごとのグループに科学研究費が交付されておる、こましては、厚生省の方で、原爆者の調査研究費というものを見々とりましら、行政に直接非常に近いものにつきましては、厚生省の方で、原爆者の調査研究費といふものを年々とりまし

て、これがまた厚生省直轄いたしまして、毎日治療に当たつておる研究者にこれを分配いたしまして、特定テーマを研究する、こういう形になつております。

それから厚生科学研究費、これは毎年総ワクでとりまして、その年の五月、六月に研究テーマをきめて分配いたします。三十五年度予算についていは、まだどういふふうになるといふことはきまつておりますが、たとえば三十四年度のことを申し上げますと、この方面では被爆者の死因の調査研究費をする。これを続行しております。このほかに、予研の支所が広島と長崎に置かれておりますが、その支所の国立機関としての直轄研究費というものも予算に組まれております。ここで女子体力四テーマの――これはまたことにならなければいかぬテーマの研究費を今おる、こういう形になつておりますが、そこで実際には、長い経験を持つたところが、それぞれ向き向きの研究費を分配されましてやつておる、それを常に連絡調整をするために協議会を集めまして、そこで十分意見を交換し、また次の計画の調整をする、こういふふうにいたしております。そこで発表されました重要な研究テーマについては、御承知のように、昨年もいたしまして、りっぱな本になつておりますが、かような形でこれを刊行いたしました。それで、さらに、そこに参加できなかつた全国の被爆者を扱う治療機関にこれを配付いたしまして、新しい知識に基づいて治療を続けてもらら、こういう形になつております。従いまして、現在のところでは、今のように研究は積極的にやる、ただ、その形を、特定の人

あるところへ集めてやるよりも、現在までのところ、十分知識を総合して連絡調整をしてやり、それに対する研究費を、それぞれの向き向きに応じて、使いやすい研究費を多額に増額するようにはかつていくことが適當ではないかと、ということで、厚生省としては進めでておるわけであります。

○大原委員 都築博士が、これは昨年ですが、ある新聞に書いておられるのを、いち研究に専門に携つておる人は一人もいない、自分にしたところ也非常に忙しい仕事を他にかかえながらやつておるのだ、それに、文部省からの研究費もわざかだと書いておられる。研究費もだんだんふやすと言われておりますが、たとえば、厚生省にいたしましたが、昨年は委託研究費を大蔵省は百万円出しておったが、今度は七十万円に削つたでしょう。だんだん先細りになつておる。ABCの予研の支所の運営についても意見を持つておりますが、これはあとで申し上げることにいたします。個々には、民間のお医者さん、公立病院の医者、大学病院の医者等、たくさんの方の中における臨床的な経験を持つておる方があるわけですが、これは専門ではないわけですね。それらを集約して機能的に——この問題は最初の経験ですから、研究していくような態勢がないように私は考える。すいぶんたくさんあげられましたけれども、ないのでないか。

中曾根国務大臣はちょっと時間をお急ぎのようですが、この前の答弁では、稀毛の放射線医学総合研究所は、これは予算をいたしましては、放射線

の影響を研究する各分野においていろいろ調査をいたしてみますと、一番金額が多いわけです。スタッフも充実している。あのときの御答弁によりましても、つまり放射線の影響を研究するのと、放射線による治療を研究するのと、二つがあると言われましたが、私もいろいろ機構を調査してみましたところが、開店休業みたように、開店早々で、まだ何も始まっておらない非常に不十分であるけれども、とにかくそういう構想が出ておるわけです。そこで、福島の放射線医学総合研究所について端的に御質問いたしますと、広島、長崎などに支所を設けたりいたしまして、そうして、尾村局長も言わされましたけれども、相当の研究スタッフ等を委嘱し、相当の研究を委嘱され、そろして各方面的貴重な資料や経験を福島の放射線医学総合研究所でまとめて集約をする、そういう端的な提案を申し上げるのです。原爆被爆者の医療法改正案では、研究所といらるものには与野党とも望んでおった。特に、私どもは絶対に必要であったと思つておつたけれども、ぱつぱつやられてしまった。そういうところから、現在の機構などをいろいろ検討してみますと、ABCにある予研というものは、日本側に自主性はない今までの十数年間の研究は一體何のためにやつておつたか、私ども追及したいと思つけれども、実際は統計的な研究うなことをやつておる。これは資料をあげねばあるのです。私は、絶対にこられるは廃止せよということを言っておる

のではない。民主的に、要請に即すようにしてやつてもらいたいということを、意見としては持つておるのですが、しかし、日本の政府の機関としては、これはやはり稻毛の放医研がそういう体制をとつて、放射線の影響について、治療とか、あるいは基本的な研究とかいう抽象的に分けないで、広島や長崎の治療経験や貴重な資料を総合的に研究すべきではないか。そのことを科学技術庁長官が進めていたたぐことが必要だと私は思う。文部省と厚生省がこういう研究について、放医研を作るときにもいろいろ問題があつて、科学技術庁の放医研が油あげをさらつたということはないけれども、総まとめをするということになつたらしい。私は、その当時おりませんでしたが、あとでそういう話をいろいろ聞きました。そういう経過からいってみても、官庁はなかなか事務の分担でやかましくて、文章だけで書いてみますと、現実に合わないといふ結果が私は出でてくると思うのですが、こういう審議等を通して、大臣がそういうふうに政治的に踏み切つていただき、こういうことも一つの問題じやないか。そこで、公衆衛生上の見地から、厚生省の研究ともそりやう面がびたり合ひようになればいいのじやないか。私は、大臣が急いでおられるから、遅に結論の方から一つ提案をしておきます。いかがでしよう。

しから始めますが、今お話を趣旨あります広島、長崎に放医研の支所を設けるということは、これは一つのアイデアであるだろうと思ひます。従いまして、将来 A B C C 、厚生省等と相談をいたしまして検討いたします。そして、私の今個人的な感じでは、いずれ放医研が成長していく過程には、あるいはそういうことまで持つていかなければならぬだらうという感じがいたしておりますが、具体的には、関係者と相談いたしまして善処いたしたいと思っております。

○大原委員 それから、文部省にお尋ねしたいのですが、文部省は、ことし広島、長崎の大学の病院を増設される。こういうことになっておるといふことを新聞で見るわけです。それを一部の現地の人、特に被爆者関係の人は、原爆病院だ、こういふうに一部の新聞で宣伝があるわけです。一億円ずつかけてやるわけですが、この出所をいろいろ聞いてみますと、余剰農産物の見返り資金二十三億数千万円の中から一億円ずつ予算の中へ組み入れて、文部省のそういう病院の増設費にしてらしいのだが、それは原爆病院といふうに銘打つて正真正銘よいものですか、どうですか。

○小林(行)政府委員 お答えいたします。このたびの予算で広島大学及び長崎大学に原子医学関係の研究訓練の施設を作ることになつたわけでございまして、お尋ねの中にございましたように、余剰農産物協定が締結されました当時から、この両大学では、原爆関係と申しますか、原子医学関係の研究治療施

設を作りたいということで、いろいろ関係当局に要請をいたしておつたところです。お話をございましたように、三十五年度におきまして、両大学に病室または臨床研究室を作るということになつたわけですが、確かに表面的には、原子医学の基礎的な研究、あるいは治療方法の研究を推進するということでおこざいますが、確かに裏面的には、大学病院は、御承知のように医学者の養成、また基礎的な各種の研究を行なうということになつておりますので、原爆の関係だけの研究をするといふことにははつきり言い切れないと思いますが、たゞ、先ほど来お尋ねのございましたように、両地とも原爆の被害を非常に深刻に受けたところでございまして、地元の要求からいたしまして、そいつた面に非常に大きな重点が置かれることにならうと思います。

で、治療医学と本質的な研究というものがくつづいているところにあると思うのです。そろすると、これは研究室を作る費用も加わっているのですか、それとも、そういう大学の研究科目あるいは教授——まあ、研究室の問題ですか、すが、そういう問題と結びついた病院の新設なんですか。たまたま広島、長崎に病棟を作るから、これが原爆病院だというようなことを言って宣伝するのであつたら、それは羊頭を掲げて狗肉を売るということになるから、はつきり事実を言つていただく方がいい。その現実の上に立つて、今の中曾根長官の発言のようなことがあるわけですね。宣伝だけでは困りますから、そういう点は事実をお話しください。研究室をそういうものと体系づけた、原爆院にふさわしいような、名実ともにそういう中身を持つておるものですか、これをお尋ねいたします。

八

うことを含めての研究施設の充実も含んでいるのですか。

○大原委員　原創撰保の人が入る集会に優先的に扱って、そして、あきがあれば一般の疾病も病棟において扱う、こういうふうになるのですか。

○小林(行)政府委員　大体そういうことにならうと思つております。

○大原委員　そういうことでありますたら、これは一つの方法だらうと思うのです。

そこで、私 文部省と厚生省につ
の提案をし、御所見を開きたいと思う
のです。これは大臣がおられたらしい
のだけれども、局長ではちょっとむず
かしいかもしれない。ABC C の中に
予防研究所の支所があつて、日本側の
方からお医者や職員を出しておること
は御承知の通りです。しかし、これは治
療とくつついた研究でないために、や
はり統計学上の研究になつておつて、
実態に即していない。研究はするけれ
ども、治療はしないという非常に大き
な不満もあつた。やはり、これは治療の
実態に即しながら、統計的にも医学的
にも研究の集約をするのが私はいいだ
ろうと思うのです。病院が余剰農産物
の見返り資金でてきておるということ
については、私は論議しない。そうち
うことが政治的にどうこうといふこと
については言わない。しかし、アメリ
カが贖罪の意味においてそういう見返
り資金の流用を認めたということにつ

すればども治療はしない、広島の患者たるだれもが思つておるわけです。これは予防研究所を作つた日本側の厚生省もあるし、実際に被爆者のことを親身に考えておる研究じやないといふうに思ひます。ABC-Cというのでは、研究はだと思うのです。結局は、予研の支所といふのは、アメリカのABC-Cにおいて調査を進める、そりやう一つの、あたりの宣伝になつておる。そして日本人側に対する緩衝地帯だけになつてゐる。日本の予研支所があつて、日本人もおるんだというだけの、ABC-Cは結論を持つてない。だから、こわれているのだという意見も一部にはあるようだけれども、私は、そういう点で、今までいろいろ追及した結果について、原爆症の問題が政治的に扱われてゐるのは、民主的に、平和的にそういう研究の結果が利用されて、人類のために、治療研究や放射線の影響の研究が役立つべきだと思う。そういうことをさしては、ABC-Cというのでは、予研の支所で、人件費もそういうふうにぎ込んでおるといふことは、専門的機能を發揮してないといふ点からいふと、この際大学に病棟を設けたのであるならば、ABC-Cというのでは、予研だけなんだけれども、しかし、それは密を寄付するなり、あるいはそれと密な関係を持てるようにして、日本人側

が主体性を持つた。また、現実の患者の要求に沿うよう、そういう実質的な、総合的な研究施設にする。できれば、文部省関係に寄付する。あるいは厚生省関係に寄付する。あるいはそれに予算をつき足して、原爆病院その他を含んだ病院の研究費等をつける。そういう点でこちら側の主体性を明確にするような改善の方法をとることはできぬものか。ABC-Cは現状のままではいかぬと思いますが、それについて、厚生省の方の御意見をまずお聞きしたい。

この研究テーマについていろいろと変遷がございましたが、現在、一番重点を置いて続行中のものは四項目ございます。これを申し上げますと、今、被爆に関する調査研究のうち、どうぞいう点を研究いたしておるかおわかりだと思います。第一は、影響の遺伝学的な調査、第二は、児童の発育成長にいかなる影響があるかの調査、三番目が、成人に対するいかなる病気をもつて死んでしたかといふその後发病させ、ないしは、それによって死んでしまったかといふその影響の調査、四番目が、これの影響のための死をもつて死んでしまったかといふその影響の調査、五番目が、この部隊の支所とアメリカのABCRCとの共同研究、亡者を中心とした病理解剖学的な調査、この四項目を中心としてやつております。この点は、今のような日本側の支所とABCRCとの共同研究が一番中心をなしております。この成績は、占領後におきましては全部秋田密にはしないということと、必要な資料は全部公表をされておりまして、日本側の学者も全部これは入手できるようになります。ただ、一番被爆者の要望しておりますが、これはいろいろな形になつております。たゞ、一つは被爆者の治療ということに対しても、そこまで研究機関が手を伸ばした方がいいかどうか改善して、福井の放射線医学総合研究所以の支所として、同様な研究を日本の

主体性でやるという点については、十分これは検討して、はじめてそういう改善策を考える必要があるかと思います。厚生省といたしましても、政府部内におきまして、その方がより能率も上がるということの結論を得ますれば、さようにいたすことにもさしかからないのでございまして、先ほど、各省の権限を一本に持つというようなお話をございましたが、この点につきましては、決してさような考え方を持つておらぬわけでございます。ただ、被爆調査のうちの研究機関が、治療も療研究も必ず一元的に、全部一組織の中で、一地域のところでやらなければ目的を達せられないかといふ点につきましては、これは相当検討の余地がござります。たとえば、広島市ないしはその周辺に、それぞれ一番通じた原爆の治療機関、あるいはそれに伴う臨床研究機関と一般の公衆衛生上の調査機関とがある。ないしは、少し離れておっても、密接な連絡協議の形が十分とれるならば、必ずしも一人の長を置いた一本化ということが絶対必要だと存じております。治療機関と、臨床研究は、これは離せませんが、一般的の統計的ないしは遺伝的な研究とは、必ずしも同一の組織内でやらなければならぬとも、狹く考えておりません。その点は、将来にわたって厚生省としても検討いたしたい。一番効率が上がるといふ点については異存がございませんので、これから改善策について、改善する点があればということで検討を続けたい、こう存じております。

いうことも一つの方法でしょ、それから研究協議の中で方向が見出されるとか、資料を集約するのにいいと思うのです。そして、その中で、おのずから専門家に対し研究費をやる際にも、私ちいぢよい聞くのは、去年は百万円だった、昨年は四百万円だった、今年は、逆に少なくなつて七十万円だ、こういうことになると、研究者が長期的な資料を集め、腰を落ちつけて研究することができないというのです。来年度どとなるだらうかなと思って研究するというのです。金を出す方も、同様になつてくるわけです。研究グループごとの研究といふものには、私は、そういう欠陥があると思う。だから、今までの政府の研究といろいろな機関があつて、ABC Cについては今お認めになつたように、私は、これをくどくと宣伝的にあげつらう研が新しくできましたが、そういうことはしませんけれども、これらは、いわゆる平和共存ということがあつてもいい、いろいろな機関が共存しておつてもいいと思う。しかし、厚生省が予研の支所をそこに設けているというふうなことから考えてみても、中曾根長官も、研究すると書われたけれども、今までABC Cのアメリカ側から提供した器材、医療器具にいたしましても、レントゲンにいたしまして治療設備なんかを利用いたしまして治療とも関係づけるようにして、そし

て、日赤の病院や、あるいは公立病院私は一元的にやつたらいいと思う。厚生省側の御意見もまとまつた意見はなかつたが、私は、その点は、一つの大好きな前進だと思う。その点は、一つ研究してもらいたいと思います。実際には、ABCOCに対しても、現地の人々は原爆症の研究をしているとは思っていない。医者も思っていない。僕らの意見とはまるつきり違う、実際に原爆症の患者を扱っているおれたちの納得できることのない、ころみなが言つてゐる。専門家の臨床医学を含んだほんとうの研究になつていない。だから、それを一元化していく、そしたら放射線の影響を研究して、平和利用の際ににおける障害防止の問題にも関係があるのだし、この影響が非常に深刻であればあるほど、原水爆禁止の運動も決意を固めてやるわけで、日本としては、これはもちろん大切な問題だから、そういう点をぜひとも私は一元的に進めていただきようにお願いしたい。

○小林(行)政府委員 広島大学、長崎大学の原子力関係医学の施設については、先ほどお答え申し上げましたように、本年度は建物を整備するというところでございまして、実際に運営の始まりますのは明年度以降になります。この場合に、やはり人員その他の問題が起ころて参りますので、それらにつきましては、それぞれ両方の大学の当局とも十分相談をいたしましたし、必要な人員の整備につきましては努力をいたしたいと思っております。

○大原委員 私ども社会党といたしましても、民社党でも、そろいふうにきのうも出されておったと思うのですが、現地におきましては、与野党を問わず、こういうふうに要求している。現在の原爆被爆者の医療法を完全にするためには、やはり応急療法や根治療法をきわめていて、こういふようにすればいいのだということを示すことが、やはり一番ノイローゼを解消したり、あるいは遺伝やその他の取り越し苦労をなくするのだ、そういう点では、医療を国の責任でやるということは、所得保障と一緒に、研究機関を國の責任で建ててやるのだ、こういう建前なんだから、そういうことを通すべきだ、國が責任を持つて研究すべきだ、こういう建前で私どもは改正案を出しておるから、撤回する意思はありませんけれども、政府で一応予算を立てて、昭和三十五年度の予算措置がやられておるから、私は、現実的に各方

面していぢして貰ひしておる所で、それが、無意識的に運営されておる所で、いろいろ研究の現状について、若干問題点を御質問申し上げたのであります。この点につきましては、一つ、できるだけ近い機会に関係者がお寄りいただいて、中曾根長官の見解の表明もあつたわけですから、國として、現在の実情、要求、そういうものに沿うようには、どういう方針でやるか、こういう問題について、公衆衛生上の見地からも、あるいは原子力平和利用の見地からも、もちろん原水爆禁止という立場からも、政治的に大きな問題があるわけですから、とにかく、そういう問題で一つ御討議いただいて、まとめていただきて、現在までの貴重な経験やアルバイトといふものが生きていくような方向で、建設的にやつていただきたい、そういう点を強く要望しておくとともに、文部省の方においてもせつかく今御答弁になりましたが、これは来年度以降の問題でありますけれども、十分大蔵省ともお話しいただいて、そういう地方々々に医大があるということは、地方の実情に即するということが學術研究の上からも、あるいは大學病院の趣旨からも、そなるべきだとと思うので、そういう点は、日々忙しい民間の病院や公立病院ではむずかしいながら、大学病院が大所高所から、この大切な問題をやつしていくべきだと思う。そういう面では、いろいろな機関があつていいのじやないか、また、それらを集約していけばいいのじやないか、こういふように思います。そういう点は、特に来年度は考えるということですが、戦後十五年間でほしいぶん長い、その間放置しておったということは人

題の論議は、社会労働委員会で医療法の論議のときにするといったしまして、きょうは研究所の問題について御質問しておきました。あとで、また別の機会に、あらためてお集まりいただきまして質疑を続けていきたい。本日はこれまで質問を打ち切りたいと思います。

○村瀬委員長　この際、参考人出頭を求める件についてお諮りいたしました。

すなわち、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に関する、原子力委員会の原子力基本計画及び安全審査基準に関する問題について、教育大学学長朝永振一郎君及び日本学術会議原子力特別委員会委員大塚益彦君を参考人として決定し、來たる三月十一日、本委員会において意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村瀬委員長　御異議なしと認めます。よって、きょう決しました。

次会は來たる十一日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

〔参考〕

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

午後零時三十九分散會

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)に関する報告書

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年三月十一日印刷

昭和三十五年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局